

寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 3 月 25 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第 12 号

寒川町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

寒川町消防団員等公務災害補償条例(昭和41年寒川町条例第26号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。